

別表 利用料金表

通常規模型・大規模Ⅰ・総合事業

1. 介護報酬告示額

①(1)通常規模型 通所介護 基本料金(利用1回につき)

基本サービス費 区分	要介護度	単位	地域単価	金額	利用負担額		
					1割	2割	3割
3時間以上4時間未満	要介護1	364単位	10.27円	3,738円	374円	748円	1,122円
	要介護2	417単位		4,282円	429円	857円	1,285円
	要介護3	472単位		4,847円	485円	970円	1,455円
	要介護4	525単位		5,391円	540円	1,079円	1,618円
	要介護5	579単位		5,946円	595円	1,190円	1,784円
4時間以上5時間未満	要介護1	382単位		3,923円	393円	785円	1,177円
	要介護2	438単位		4,498円	450円	900円	1,350円
	要介護3	495単位		5,083円	509円	1,017円	1,525円
	要介護4	551単位		5,658円	566円	1,132円	1,698円
	要介護5	608単位		6,244円	625円	1,249円	1,874円
5時間以上6時間未満	要介護1	561単位		5,761円	577円	1,153円	1,729円
	要介護2	663単位		6,809円	681円	1,362円	2,043円
	要介護3	765単位		7,856円	786円	1,572円	2,357円
	要介護4	867単位		8,904円	891円	1,781円	2,672円
	要介護5	969単位		9,951円	996円	1,991円	2,986円
6時間以上7時間未満	要介護1	575単位		5,905円	591円	1,181円	1,772円
	要介護2	679単位		6,973円	698円	1,395円	2,092円
	要介護3	784単位		8,051円	806円	1,611円	2,416円
	要介護4	888単位		9,119円	912円	1,824円	2,736円
	要介護5	993単位		10,198円	1,020円	2,040円	3,060円
7時間以上8時間未満	要介護1	648単位		6,654円	666円	1,331円	1,997円
	要介護2	765単位		7,856円	786円	1,572円	2,357円
	要介護3	887単位		9,109円	911円	1,822円	2,733円
	要介護4	1,008単位		10,352円	1,036円	2,071円	3,106円
	要介護5	1,130単位		11,605円	1,161円	2,321円	3,482円

①(2)大規模型Ⅰ 通所介護 基本料金(利用1回につき)

基本サービス費 区分	要介護度	単位	地域単価	金額	利用負担額		
					1割	2割	3割
3時間以上4時間未満	要介護1	352単位	10.27円	3,615円	362円	723円	1,085円
	要介護2	403単位		4,138円	414円	828円	1,242円
	要介護3	455単位		4,672円	468円	935円	1,402円
	要介護4	506単位		5,196円	520円	1,040円	1,559円
	要介護5	559単位		5,740円	574円	1,148円	1,722円
4時間以上5時間未満	要介護1	370単位		3,799円	380円	760円	1,140円
	要介護2	424単位		4,354円	436円	871円	1,307円
	要介護3	479単位		4,919円	492円	984円	1,476円
	要介護4	533単位		5,473円	548円	1,095円	1,642円
	要介護5	588単位		6,038円	604円	1,208円	1,812円
5時間以上6時間未満	要介護1	536単位		5,504円	551円	1,101円	1,652円
	要介護2	634単位		6,511円	652円	1,303円	1,954円
	要介護3	732単位		7,517円	752円	1,504円	2,256円
	要介護4	828単位		8,503円	851円	1,701円	2,551円
	要介護5	926単位		9,510円	951円	1,902円	2,853円
6時間以上7時間未満	要介護1	555単位		5,699円	570円	1,140円	1,710円
	要介護2	657単位		6,747円	675円	1,350円	2,025円
	要介護3	758単位		7,784円	779円	1,557円	2,336円
	要介護4	858単位		8,811円	882円	1,763円	2,644円
	要介護5	959単位		9,848円	985円	1,970円	2,955円
7時間以上8時間未満	要介護1	620単位		6,367円	637円	1,274円	1,911円
	要介護2	733単位		7,527円	753円	1,506円	2,259円
	要介護3	848単位		8,708円	871円	1,742円	2,613円
	要介護4	965単位		9,910円	991円	1,982円	2,973円
	要介護5	1,081単位		11,101円	1,111円	2,221円	3,331円

②通所介護 加算及び減算料金

サービス内容	チェック	単位		地域単価	金額	利用負担額		
						1割	2割	3割
入浴介助加算	☐	1日につき	50単位	10.27円	513円	52円	103円	154円
中重度ケア体制加算	☐	1日につき	45単位		462円	47円	93円	139円
個別機能訓練加算Ⅰ	☐	1日につき	46単位		472円	48円	95円	142円
個別機能訓練加算Ⅱ	☐	1日につき	56単位		575円	58円	115円	173円
生活機能向上連携加算	☐	1月につき	200単位		2,054円	206円	411円	617円
※個別機能訓練加算を算定している場合	☐	1月につき	100単位		1,027円	103円	206円	309円
ADL維持等加算(Ⅰ)	☐	1日につき	3単位		30円	3円	6円	9円
ADL維持等加算(Ⅱ)	☐	1日につき	6単位		61円	7円	13円	19円
認知症加算	☐	1日につき	60単位		616円	62円	124円	185円
若年性認知症利用者受入加算	☐	1日につき	60単位		616円	62円	124円	185円
栄養改善加算	☐	月2回を限度	150単位		1,540円	154円	308円	462円
栄養スクリーニング加算	☐	6ヶ月に回を限度	5単位		51円	6円	11円	16円
口腔機能向上加算 (2回／月まで 3ヶ月以内)	☐	1回につき	150単位		1,540円	154円	308円	462円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	☐	1回につき	18単位		184円	19円	37円	56円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	☐	1回につき	12単位		123円	13円	25円	37円
同一建物減算	☐	1日につき	-94単位		-966円	-96円	-193円	-289円
送迎減算	☐	片道につき	-47単位		-483円	-48円	-96円	-144円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	☐	1月につき	所定単位数 の59/1000	10.27円	所定単位数により変動します			
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	☐	1月につき	所定単位数 の12/1000		所定単位数により変動します			
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	☐	1月につき	所定単位数 の10/1000		所定単位数により変動します			

③(1)京都市介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防型デイサービス 月額包括報酬 基本料金(利用1月につき)

基本サービス費 区分	チェック	回数等	単位	地域単価	金額	利用負担額		
						1割	2割	3割
介護予防型・入浴あり	☐	週1回	1,655単位	10.27円	16,996円	1,700円	3,400円	5,099円
	☐	週2回以上	3,393単位		34,846円	3,485円	6,970円	10,454円
介護予防型・入浴なし	☐	週1回	1,455単位		14,942円	1,495円	2,989円	4,483円
	☐	週2回以上	2,993単位		30,738円	3,074円	6,148円	9,222円

③(2)京都市介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防型デイサービス 1回当たり報酬 基本料金(利用1回につき)

基本サービス費 区分	チェック	回数等	単位	地域単価	金額	利用負担額		
						1割	2割	3割
介護予防型・入浴あり	☐	週1回	380単位	10.27円	3,902円	391円	781円	1,171円
	☐	週2回以上	391単位		4,015円	402円	803円	1,205円
介護予防型・入浴なし	☐	週1回	334単位		3,430円	343円	686円	1,029円
	☐	週2回以上	345単位		3,543円	355円	709円	1,063円

③(3)宇治市・城陽市 介護予防・日常生活支援総合事業 基本料金(利用1月につき)

基本サービス費 区分		要介護度	単位	地域単価	金額	利用負担額		
						1割	2割	3割
通所介護相当サービス	☐	事業対象者・要支援1、2 週1回程度	1,655単位	10.27円	16,996円	1,700円	3,400円	5,099円
	☐		3,393単位		34,846円	3,485円	6,970円	10,454円
	☐	要支援2 週2回程度	3,393単位					

④宇治市・城陽市・京都市・大津市 介護予防・日常生活支援総合事業 加算及び減算料金

サービス内容	チェック	単位		地域単価	金額	利用負担額		
						1割	2割	3割
運動器機能向上加算	☐	1月につき	225単位	10.27円	2,310円	231円	462円	693円
口腔機能向上加算	☐	1月につき	150単位		1,540円	154円	308円	462円
若年性認知症利用者受入加算	☐	1月につき	240単位		2,464円	247円	493円	740円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (週1回程度の利用)	☐	1月につき	72単位		739円	74円	148円	222円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (週2回程度の利用)	☐	1月につき	144単位		1,478円	148円	296円	444円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (週1回程度の利用)	☐	1月につき	48単位		492円	50円	99円	148円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (週2回程度の利用)	☐	1月につき	96単位		985円	99円	197円	296円
同一建物減算1	☐	1月につき	-376単位		-3,862円	-386円	-772円	-1,158円
同一建物減算2	☐	1月につき	-752単位		-7,724円	-772円	-1,544円	-2,317円
サービス内容	チェック	単位		地域単価	金額	利用負担額		
						1割	2割	3割
看護職員配置加算 週1回	☐	1月につき	250単位	10.27円	2,567円	257円	514円	771円
看護職員配置加算 週2回	☐	1月につき	500単位		5,135円	514円	1,027円	1,541円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	☐	1月につき	所定単位数 の59/1000	10.27円	所定単位数により変動します			
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	☐	1月につき	所定単位数 の12/1000		所定単位数により変動します			
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	☐	1月につき	所定単位数 の10/1000		所定単位数により変動します			

⑤通所介護・介護予防・日常生活支援総合事業（京都市・宇治市）の加算及び減算料金の内容説明	
○入浴介助加算 ※総合事業は除く	
看護職員、介護職員が、入浴中に観察を含む介助を行う場合に、 1日につき 所定の単位数を加算します。	
○中重度ケア体制加算 ※総合事業は除く	
利用延人数のうち要介護3以上の利用者の割合が30%以上で、看護職員を1名以上配置し、基準人員よりも常勤換算で2名以上の介護職員又は看護職員を配置した場合に、 1日につき 所定の単位数を加算します。	
○個別機能訓練加算Ⅰ ※総合事業は除く	
機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員が共同で計画書を作成し、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、利用者居宅での生活状況（起居動作、ADL、IADL等の状況）を確認し、利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、記録するとともに訓練内容の見直しを行っている場合に、 1日につき 所定の単位数を加算します。	
○個別機能訓練加算Ⅱ ※総合事業は除く	
機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員が共同で計画書を作成し、利用者の生活機能向上に資するよう利用者ごとの心身の状況を重視した個別機能訓練計画書を作成し、理学療法士等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供し、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で利用者居宅での生活状況（起居動作、ADL、IADL等の状況）を確認し、利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、記録するとともに訓練内容の見直しを行っている場合に、 1日につき 所定の単位数を加算します。	
○生活機能向上連携加算 ※総合事業は除く	
訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数200床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、医師が、通所介護事業所を訪問し、通所介護事業所の職員と共同で、アセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成すること。 リハビリテーション専門職と連携して、個別機能訓練計画の進捗状況を3月ごとに1回以上評価し、必要に応じて計画・訓練内容等の見直しを行うこと。	
○ADL維持加算（Ⅰ） ※総合事業は除く	
評価期間に連続して6月以上利用した期間（注1）（以下、評価対象利用期間）のある要介護者（注2）の集団について、以下の要件を満たすこと。① 総数が20名以上であること ② ①について、以下の要件を満たすこと。a 評価対象利用期間中の最初の月において要介護度が3、4または5である利用者が15%以上含まれること b 評価対象利用期間の最初の月の時点で、初回の要介護・要支援認定があった月から起算して12月以内であった 者が15%以下であること。c 評価対象利用期間の最初の月と、当該最初の月から起算して6月目に、事業所の機能訓練指導員がBarthel Index（注3）を測定しており、その結果がそれぞれの月に報告されている者が90%以上であること d cの要件を満たす者のうちBI利得（注4）が上位85%（注5）の者について、各々のBI利得が0より大きければ1、0より小さければ－1、0ならば0として合計したものが、0以上であること。注1 複数ある場合には最初の月が最も早いもの。注2 評価対象利用期間中、5時間以上の通所介護費の算定回数が5時間未満の通所介護費の算定回数を上回るものに限る。注3 ADLの評価にあたり、食事、車椅子からベッドへの移動、整容、トイレ動作、入浴、歩行、階段昇降、着替え、排便コントロール、排尿コントロールの 計10項目を5点刻みで点数化し、その合計点を100点満点として評価するもの。注4 最初の月のBarthel Indexを「事前BI」、6月目のBarthel Indexを「事後BI」、事後BIから事前BIを控除したものを「BI利得」という。注5 端数切り上げ	
○ADL維持加算（Ⅱ） ※総合事業は除く	
上記の要件を満たした通所介護事業所において、評価期間の終了後にもBarthel Indexを測定、報告した場合、より高い評価を行う。（（Ⅰ）（Ⅱ）は各月でいずれか一方のみ算定可。）	
○認知症加算 ※総合事業は除く	
下記①～③の項目に適用され、かつ認知症高齢者自立度Ⅲ以上の利用者を対象に、認知症の症状の緩和に資するケアを計画的に実践するプログラムを作成した場合に、 1日につき 所定の単位数を加算します。 ① 人員基準の職員に加え、介護職員又は看護職員を（暦月）常勤換算方法で2以上確保する場合。 ② 前年度又は算定月前3月間の利用者総数（利用者実数または利用延人数。要支援は除く）のうち認知症高齢者自立度Ⅲ以上の利用者の占める割合が20%以上の場合。 ③ 通所介護を行う時間帯を通じて、認知症実践指導者研修等の修了者1名以上配置する場合。	

○若年性認知症利用者受入加算
若年性認知症利用者に対してサービスを行った場合、 (通所介護) □ 1日につき 所定単位数を加算します。 (総合事業) □ 1月につき 所定単位数を加算します。
○栄養改善加算
当該事業所の職員として、又は外部(他の介護事業所・医療機関・栄養ケア・ステーション)との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
○栄養スクリーニング加算 ※総合事業は除く
サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報(医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。)を介護支援専門員に文書で共有した場合に算定する。
○口腔機能向上加算
言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置し、口腔機能が低下しているまたは、その恐れのある利用者に対し、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成し、それに基づいてサービスを行い、記録、評価した場合に、 (通所介護) □ 3月以内の期間に限り1月に2回を限度として、1回につき 所定単位数を加算します。 (総合事業) □ 1月につき 所定単位数を加算します。
○運動器機能向上訓練加算
看護職員、介護職員が共同して利用者の運動器機能向上に係る個別の計画を作成、これに基づく適切なサービスの実施、評価、計画の見直し等を行った場合に、1月につき所定単位数を加算します。
○サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ ※通所介護と総合事業で加算の単位数が異なります
事業所の介護職員総数のうち、介護福祉士資格を有する介護職員の占める割合が50%以上になる場合に、 1回につき 所定単位数を加算します。
○サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ ※通所介護と総合事業で加算の単位数が異なります
事業所の介護職員総数のうち、介護福祉士資格を有する介護職員の占める割合が40%以上50%未満になる場合に、 1回につき 所定単位数を加算します。
○同一建物減算
通所介護事業所と同一建物に居住する利用者が、同一建物から通う場合に、 (通所介護) □ 1日につき 所定単位数を減算します。 (総合事業) □ 1月につき 所定単位数を減算します。
○送迎減算 ※総合事業は除く
通所介護事業所に、利用者自身、もしくは家族による送迎で通う場合に、 片道につき 所定の単位数を減算をします。
○介護職員処遇改善加算(Ⅰ)
別途所定単位数の合計に、 59/1000(5.9%)の単位数を、1月につき 加算します。
○介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)
別途所定単位数の合計に、 12/1000(1.2%)の単位数を、1月につき 加算します。
○介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)
別途所定単位数の合計に、 10/1000(1.0%)の単位数を、1月につき 加算します。

⑥利用料金の計算方法(共通)
* 加算は利用者によって異なります。 サービス料金総額＝{基本サービス費の単位＋他該当する各種加算及び減算}×地域単価(10.27円) ※1月あたり、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)と介護職員等特定処遇改善加算(ⅠまたはⅡ)が加わります。(7.1%～6.9%) 利用者負担額はサービス料金総額より介護保険負担割合証(1割・2割・3割)記載額となります。 ※留意事項 介護保険被保険者証で、給付制限の項目に記載がある場合、利用負担額の割合が3割または、全額を支払いいただくことがあります。

2. 介護保険の給付対象とならないサービス

①日常生活にかかる費用及びレクリエーション参加費

サービス内容	チェック	単位	金額
食事代	□	1食につき	700円
特別な食事会の参加費用	□	1回につき	220円
おやつ代	□	1食につき	110円
おむつ代	□	1枚につき	110円
パット代	□	1枚につき	55円
レクリエーション参加費	□	1回につき	実費

※通常の食事代に上乗せる食材実費相当分

※紙おむつ等は、持参を基本としています。

※税込み表示

②その他費用

サービス内容	チェック	単位	金額
領収証明書発行費用	□	1通につき	1,100円

領収書の再発行できません。但し、サービス利用の支払いにする領収書紛失等の理由により、利用者又は利用者代理人から領収証明書の発行依頼をいただいた場合には、領収証明書を発行します。なお、発行に際しては、文書料として、一通につき金1,100円(税込)を申し受けます。

令和元年10月1日